

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年8月21日)

[件 名]

- 1 (仮称) 鳥取風力発電事業及び(仮称)鳥取西部風力発電事業の環境影響評価方法書に対する知事意見の提出について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 鳥取県環境家計簿webサイトの登録情報漏えいに関する対応結果について
(環境立県推進課) ··· 18
- 3 第30回全国「みどりの愛護」のつどいの準備状況について
(緑豊かな自然課) ··· 19
- 4 「第3回『山ガール』・サミットin鳥取大山」の開催について
(緑豊かな自然課) ··· 20
- 5 「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」の開催結果について
(「山の日」大会推進課) ··· 21
- 6 ユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査の概要について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) ··· 24
- 7 鳥取県家賃債務保証事業の創設及び引受開始について
(住まいまちづくり課) ··· 26
- 8 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課) ··· 27
- 9 コンクリートブロック塀の安全確保対策について
(住まいまちづくり課) ··· 28
- 10 「第45回中海水質汚濁防止対策協議会」の開催と国等への要望活動の概要について
(水環境保全課) ··· 30
- 11 第9回中海会議の開催結果について
(水環境保全課) ··· 別冊
- 12 鳥取県持続可能な地下水利用協議会第11回通常総会の概要について
(水環境保全課) ··· 31
- 13 平成30年7月豪雨による上下水道施設の被災及び復旧状況について
(水環境保全課) ··· 32

生 活 環 境 部

(仮称)鳥取風力発電事業及び(仮称)鳥取西部風力発電事業の
環境影響評価方法書に対する知事意見の提出について

平成30年8月21日
環境立県推進課

環境影響評価法の規定に基づき提出された(仮称)鳥取風力発電事業及び(仮称)鳥取西部風力発電事業の環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する環境保全の見地からの県知事意見について、鳥取県環境影響評価審査会による審査結果及び関係市町の意見等を踏まえ、7月18日付けで別紙1及び2のとおり経済産業大臣に提出したので報告する。

1 事業概要

名 称	(仮称)鳥取風力発電事業	(仮称)鳥取西部風力発電事業
場 所	鳥取市の湖山池より南側から河原町方面にかけての山地	県西部の伯耆南部の山間地及びその周辺
規 模	出力144,000kW/32基(単機出力4,500kW程度)※両事業とも同規模	
事業者	合同会社NWE-09インベストメント(東京都港区虎ノ門4-1-28) 代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 ニティン・アブテ	

2 知事意見の概要

○両事業共通の事項

- 事業者の住民説明に対する事業計画の説明状況や情報公開のスタンスは、積極的かつ丁寧に行われているとは思えず、十分な住民説明の実施、インターネット上の常時情報公開などを行うこと。
- 提出された方法書は、事業計画に関する具体的な情報に乏しい部分もあり、専門家や有識者へのヒアリングを行い、再度検証した後に現地調査に入ること。
- 国内陸域では例の無い大型の風車の導入が計画されていることからも、単一の手法ではなく、多角的な視点で調査・予測・評価を行うこと。
- 未開の山林尾根部に多くの風車及び取付道路が設置される計画であり、大量の切土等が生じることからも、水環境、景観、生態系への影響を適切に予測評価するとともに工事期間中も含めて土砂災害が起きることがないよう万全の策を講じること。

○東部事業に係る事項

- 近接して他事業者が鳥取市青谷地区で事業計画中であり、当該事業者と調整し、2つの事業が合わさることによる累積的影響を予測し、その影響を可能な限り回避または最大限低減すること。
- 鷲峰山鳥獣保護区の一部が事業区域に含まれ、イヌワシ(クマタカ)の目撃情報もあることから、慎重に調査を行うこと。

○西部事業に係る事項

- 日本遺産「大山」を含む景観への影響が懸念されることから、フォトモンタージュ等により影響を予測し、関係自治体、住民へ示すこと。
- 天然記念物オオサンショウウオへの影響の懸念、クマタカ、オシドリへの影響予測を行うこと。

3 手続きの経過

平成30年2月8日 事業者が県に方法書を提出

2月9日～ 事業者による方法書の縦覧(～3月12日)及び一般意見聴取(～3月26日)

3月5日～ 環境影響評価審査会(計4回:3月5日、3月23日、5月14日、6月21日)

7月18日 知事意見の提出

8月6日 経済産業大臣の勧告(別紙3)

- 事業計画に関する具体的な情報に乏しく、調査地点の妥当性など十分な判断が困難
- かなりの量の切土や盛土が予想されるため、影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に調査、予測及び評価すること
- 景観について、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化を踏まえて調査、予測及び評価すること 等

第201800096646号
平成30年7月18日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称)鳥取風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について(通知)

のことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当)生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 フaxミリ 0857-26-8194

本事業計画は、鳥取県鳥取市において最大で総出力 144,000kW、基数にして 32 基の風力発電機の導入を目指すものであり、集落を囲む急峻な山地に大規模な改変が加えられ、動植物や生態系などの自然環境及び近隣住民の生活環境に対し重大な影響を与えることが懸念されるため、極めて慎重に環境影響評価を行うべき事案である。

しかしながら、提出された環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、環境影響の調査、予測及び評価の手法についても、十分に検討されているとは言い難く、環境への配慮や地元の理解醸成に万全を期しているとは認めがたい。

近年、風力など地域の資源を生かした発電事業に対しては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地域住民や自治体等の理解を得ながら進められるべきであるが、事業計画に関する情報の公開や住民等への説明については、積極的かつ丁寧に実施されているとは認められず、そもそも、周知が不十分であるなど、本事業に関する情報が住民等一人一人に行き届いているか疑問である。

このため、事業者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階に向けて、以下に述べる事項について十分に留意したうえで事業計画を検討するとともに、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

1. 総括的事項

(1) 本事業は、地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、速やかに事業計画に関する情報を公開するとともに、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、例えば、事業実施計画区域周辺において集落単位で複数回開催する、学校や病院、福祉施設など特に環境保全に配慮が必要な施設に対しては個別に説明を行うなど、住民等一人一人にきちんと情報が届くように丁寧に説明を行うとともに、これらにより得られた意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応に努めること。

また、インターネットによる図書の公表については、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間に関わらず常時事業計画を公表するなど、利便性の向上と住民等との相互理解の促進に努めること。

(2) 提出された方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、審査の過程において事業者から説明資料が提出されたものの、これらに起因する環境影響については、審査会への情報不足から調査地点の妥当性など十分に議論が深まらなかったところである。

このため、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法を見直し、事前に専門家や有識者へのヒアリングを行う等、事業者自ら再度検証したうえで、現地調査を行うこと。

(3) 環境影響評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、必要に応じて専門家の助言等を参考にしながら、適切な調査、予測及び評価の手法を採用すること。予測に当たっては、その時点で想定される事業の諸元のうち、影響が最大となる条件に基づき各環境要素に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測し、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみではなく、現在の環境を極力悪化させないという観点から事業による影響の回避又は最大限の低減が十分になされているかを評価すること。また、採用した調査及び予測の手法と得られた評価結果の妥当性について、先行事例との対比によって、可能な限り定量的に評価すること。

特に、整備が想定されている 4,500kW 級の風車については、これまで国内の陸域では実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で調査、予測及び評価すること。

- (4) 準備書には、方法書に明確に示されていない風力発電機の配置及び機種、取付道路や取付ヤード等の附帯設備、切土・盛土の計画、法面の処理方法、残土や伐採木の処分計画等について、十分な審査や検証ができるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (5) 本事業では、かなりの量の切土や盛土が予想されるため、これらにより影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に予測評価することはもとより、本事業によって工事期間中も含めて谷埋め盛土の崩落や地滑りなどの土砂災害の危険性が高まることがないように、防災面や安全面からも万全のものとすること。また、濁水の影響と対策については、十分な予測、評価が必要である。
- (6) 準備書の作成、縦覧及び説明会の実施にあたっては、準備書及び要約書に加えて、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう概要を示すパンフレットを作成するなど、より住民の理解醸成に配慮した資料を作成すること。なお、準備書、要約書及び前述の資料については各評価項目についての調査結果等を具体的かつ分かりやすく記載し、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとすること。
- (7) 環境影響評価の実施に併せて各環境要素に応じた予測の不確実性の程度を整理したうえで、工事中及び施設運転開始後における事後調査の要否について検討し、その検討の結果を準備書に記載すること。なお、検討の結果、事後調査を必要とする環境要素についてはその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を、事後調査を必要としないと判断した環境要素についてはその理由をそれぞれ準備書に詳細に記載すること。
- (8) 対象事業実施区域となる鳥取市からは、JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等からの景観のほか、鹿野町城下町景観形成重点区域や林道鳥取中央線における衣笠山展望台からの眺望を調査地点に加えることなど、県に対して意見が寄せられているところであり、引き続き鳥取市に対して事業計画の具体化に応じた情報を提供するとともに、意見や要望に対して十分な説明や誠意ある対応に努めること。
- (9) 対象事業実施区域の周辺では、他事業者により「(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業」の環境影響評価法に基づく手続が進められている。この事業との各環境要素に係る累積的な影響を予測及び評価するため、必要な情報の収集や他事業者と協議及び調整を行った上で事業計画を検討するなど、その累積的な影響を可能な限り回避又は最大限低減するよう努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、振動

ア 施設の稼働による騒音及び超低周波音にあっては、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、複数の風力発電機間での複合的な影響や、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、可能な範囲で風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価すること。

イ 整備が想定されている 4,500kW 級の風車については、これまで国内の陸域では実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で調査、予測及び評価すること。

ウ 風車との距離が近いにもかかわらず騒音の調査地点が設定されていない住宅地域や施設（明治小学校等の環境保全上配慮すべき施設 本編 P136, 137 参照）が見られる。騒音及び超低周波音は近隣の住民にとって関心の高い環境項目であることから、これらを調査地点に追加するなど、きめ細かく調査を実施すること。

エ 事業計画が具体化する中で、変電所が設置される場合は、そこから発生する騒音についても予測及び評価すること。また工事用資材等の搬出入を夜間に実施する計画があれば、道路交通騒音や振動について夜間も調査期間に追加すること。

オ 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響については、予測に一定の不確実性を伴うため、近隣住民等の生活環境に直接影響を及ぼす可能性のある環境要素であると認識し、事後調査の対象として選定するとともに、準備書にその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を詳細に記載すること。

(2) 水環境

ア 本事業は急峻な山地に多数の風車を立てる計画であり、新たな取付道路も含めると相当の工事面積となる。これら工事により土地の保水力が弱まることや、近年の集中豪雨等の傾向、雨が降った際の土砂や濁水の流れも適切に予測したうえで、沈砂池の配置及び設計等十分に環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。

また、流域単位では影響が軽微であると予測された場合でも、流域内より小さな流域単位では大きな影響が予測される場合があることを踏まえ、流域への影響を考える際には、その小流域単位の影響度合いも含め適切に予測及び評価すること。

イ 土壤及び地質について、土壤の透水性や粒径分布を調べるために土質の調査地点の選定には、その地点が地域を代表する地質となっているか、その地質がどの程度広がりをもっているのかを把握したうえで選定することが必要であり、改変する地点等の動向も踏まえて、調査地点の追加変更を行うこと。

ウ 風力発電機の基礎の設置等により地下水の水質や量に影響が出る可能性があり、工事による地下水への影響を確認するためには既設井戸の水位や水質等のモニタリングが必要である。このことから対象事業実施区域及びその周辺における水道水源や自家用井戸等の地下水の利用状況を把握した上で、事業実施による地下水への影響を予測及び評価する手法について検討し、これを実施すること。また、土地の形質を変更する場所については、表層の土壤や地質のみならず、風力発電機の基礎を設置する深度の地質や含有する重金属等の有害物質についても十分に把握し、適切に対応すること。

(3) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

(4) 動物、植物、生態系

ア 動植物調査について、対象事業実施区域の面積に比して調査地点が過少に感じられる。動物、植物及び環境が互いに密接に関連していることを踏まえ、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているかなど、調査地点数を含め再度検討すると共に、その検討の経緯も合わせ、具体的に準備書に記載すること。

また、希少な植物種は代表的地質よりも特殊な地質に多いことに留意し、植物相や植生の調査においては、取付道路の設置場所も含め対象事業実施区域及びその周辺を綿密に調査すること。

イ 底生生物の調査（本編 P340、要約書 P65）について、湖山池に南西側から流れ込む河川には取付道路等の工事に伴う濁水が流入することが疑われる。水の濁りは魚類等の水生生物へ重大な影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、改めて適切な調査地点が設定されているか、あるいは追加すべき調査地点が存在しないかの可能性も含めて検討した上で調査を実施すること。また底生生物としてイシガイ等が存在する可能性があるが、河川の1地点だけを調べて不存在が判断できるものではなく、一定程度のエリアの調査が必要であることに留意すること。

ウ 鷲峰山鳥獣保護区の一部が対象事業実施区域に含まれるが、当鳥獣保護区は、森林に生息する鳥獣の保護を図るために狩猟が禁止される保護区に指定されていることを踏まえ、現地調査等により実態を把握したうえで鳥獣への影響を可能な限り回避すること。

また、動植物、特に鳥類においては、対象事業実施区域において「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動物種に指定されているイヌワシ（クマタカ）の生息情報があり、営巣の確認は特に慎重に行う必要がある。対象事業実施区域の周辺では渡り鳥の越冬地の情報も得られているため、現地調査の際には、調査時期や調査地点を充分考慮して調査、予測及び評価するとともに、バードストライクによる影響については、国が公開している「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」など最新の知見を踏まえ可能な限りの回避低減等対策を検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

(5) 景観

ア 景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。フォトモンタージュ等の作成に当たっては、各季節毎に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価すること。

イ 地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、風車の設置位置のほか取付道路等附帯設備も含めて情報を速やかに公開すること。また、事業計画を進めるにあたっては、地域住民等が当事者として理解し、検討できるだけの具体的かつ詳細な事業計画を提供したうえで、景観に関する影響を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、その景観への影響が最小となるよう、配置や色彩等について十分に検討すること。

ウ 航空障害灯の点滅等による夜間景観への影響について、星空環境の保全の観点を含めて予測及び評価するとともに、結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明に努めること。

工 JR 山陰本線及び山陰道をはじめとする主要な道路等からの景観のほか、鹿野町城下町景観形成重点区域や林道鳥取中央線における衣笠山展望台からの眺望を調査地点に加えるよう鳥取市より要望があることから、この点についても検討すること。

(6) 文化財

対象事業実施区域は現在までのところ文化財保護法に定める周知の埋蔵文化財包蔵地ではないものの、未踏査な地点や未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があるため、風車及びその附帯設備の配置等の検討に当たっては、あらかじめ関係機関と協議のうえ適切に調査を実施するなど十分に注意を払うこと。

(7) 事業地等の選定

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域のほか水源涵養保安林等が含まれている。風力発電機及び附帯設備の設置によりこれら区域が改変されることのないようその配置等を検討することとし、併せて、計画が具体化する段階においては、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整すること。

(8) 関係事業者

対象事業実施区域の一部の河川は湖山池に流入している。湖山池には漁業権が設定されていることから、事業実施にあたっては免許されている湖山池漁協に対し、適切な時期に十分な説明を行うとともに、工事にあたっては土砂流出及び濁水防止、工事完成後の土砂流出防止対策等について検討し適切に対応すること。

第201800096647号
平成30年7月18日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称)鳥取西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての環境保全の見地からの知事意見について(通知)

のことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定により、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(担当)生活環境部環境立県推進課 池山、木下 電話 0857-26-7876 フaxシミリ 0857-26-8194

本事業計画は、鳥取県南部町、伯耆町、日野町及び江府町の4町にまたがる地域において最大で総出力144,000kW、基数にして32基の風力発電機の導入を目指すものであり、集落を囲む急峻な山地に大規模な改変が加えられ、動植物や生態系などの自然環境及び近隣住民の生活環境に対し重大な影響を与えることが懸念されるため、極めて慎重に環境影響評価を行うべき事案である。

しかしながら、提出された環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）には、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、環境影響の調査、予測及び評価の手法についても、十分に検討されているとは言い難く、環境への配慮や地元の理解醸成に万全を期しているとは認めがたい。

近年、風力など地域の資源を生かした発電事業に対しては、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、地域住民や自治体等の理解を得ながら進められるべきであるが、事業計画に関する情報の公開や住民等への説明については、積極的かつ丁寧に実施されているとは認められず、そもそも、周知が不十分であるなど、本事業に関する情報が住民等一人一人に行き届いているか疑問である。

このため、事業者は、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階に向けて、以下に述べる事項について十分に留意したうえで事業計画を検討するとともに、環境影響評価の結果、環境影響の回避又は低減が十分でないと評価した場合は、事業の大幅な縮小や廃止も含めて抜本的な見直しを行う必要がある。

1 総括的事項

(1) 本事業は、地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、速やかに事業計画に関する情報を公開するとともに、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、例えば、事業実施計画区域周辺において集落単位で複数回開催する、学校や病院、福祉施設など特に環境保全に配慮が必要な施設に対しては個別に説明を行うなど、住民等一人一人にきちんと情報が届くよう丁寧に説明を行うとともに、これらにより得られた意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応に努めること。

また、インターネットによる図書の公表については、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間に限らず常時事業計画を公表するなど、利便性の向上と住民等との相互理解の促進に努めること。

(2) 提出された方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、審査の過程において事業者から説明資料が提出されたものの、これらに起因する環境影響については、審査会への情報不足から調査地点の妥当性など十分に議論が深まらなかったところである。

このため、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法を見直し、事前に専門家や有識者へのヒアリングを行う等、事業者自ら再度検証したうえで、現地調査を行うこと。

(3) 環境影響評価の実施に当たっては、その時点で採用可能な最新の知見を踏まえ、必要に応じて専門家の助言等を参考にしながら、適切な調査、予測及び評価の手法を採用すること。予測に当たっては、その時点で想定される事業の諸元のうち、影響が最大となる条件に基づき各環境要素に及ぼす影響を可能な限り定量的に予測し、評価に当たっては単に基準値や規制値等と比較するのみではなく、現在の環境を極力悪化させないという観点から事業による影響の回避又は最大限の低減が十分になされているかを評価すること。また、採用した調査及び予測の手法と得られた評価結果の妥当性について、先行事例との対比によって、可能な限り定量的に評価すること。

特に、整備が想定されている 4,500kW 級の風車については、これまで国内の陸域では実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で調査、予測及び評価すること。

- (4) 準備書には、方法書に明確に示されていない風力発電機の配置及び機種、取付道路や取付ヤード等の附帯設備、切土・盛土の計画、法面の処理方法、残土や伐採木の処分計画等について、十分な審査や検証ができるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (5) 本事業では、かなりの量の切土や盛土が予想されるため、これらにより影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に予測評価することはもとより、本事業によって工事期間中も含めて谷埋め盛土の崩落や地滑りなどの土砂災害の危険性が高まることがないように、防災面や安全面からも万全のものとすること。また、濁水の影響と対策については、十分な予測、評価が必要である。
- (6) 準備書の作成、縦覧及び説明会の実施にあたっては、準備書及び要約書に加えて、地域住民等が事業実施に伴う影響を容易かつ十分に理解できるよう概要を示すパンフレットを作成するなど、より住民の理解醸成に配慮した資料を作成すること。なお、準備書、要約書及び前述の資料については各評価項目についての調査結果等を具体的かつ分かりやすく記載し、専門的な表現については解説等を付すとともに、図表については見やすいものとすること。
- (7) 環境影響評価の実施に併せて各環境要素に応じた予測の不確実性の程度を整理したうえで、工事中及び施設運転開始後における事後調査の要否について検討し、その検討の結果を準備書に記載すること。なお、検討の結果、事後調査を必要とする環境要素についてはその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を、事後調査を必要としないと判断した環境要素についてはその理由をそれぞれ準備書に詳細に記載すること。
- (8) 対象事業実施区域となる鳥取県南部町、伯耆町、日野町及び江府町の4町にはそれぞれ地域の思いや特性があり、「誇り得る自然の景観を損なう」として設置に反対する意見や、流域に生息する特別天然記念物オオサンショウウオに対する影響を懸念する意見など、様々な意見が県に寄せられている。引き続き4町に対し事業計画の具体化に応じた情報を提供するとともに、意見や要望に対して十分な説明や誠意ある対応に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、振動

ア 施設の稼働による騒音及び超低周波音にあっては、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、複数の風力発電機間での複合的な影響や、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、可能な範囲で風による音の伝搬を含めて正確に予測及び評価すること。

イ 整備が想定されている 4,500kW 級の風車については、これまで国内の陸域では実績の少ない大型のものであるため、単一の手法に頼るのではなく、複数の手法による多角的な視点で調査、予測及び評価すること。

ウ 風車との距離が近いにもかかわらず騒音の調査地点が設定されていない住宅地域や施設（江府中学校等の環境保全上配慮すべき施設 本編 P136, 137 参照）が見られる。騒音及び超低周波音は近隣の住民にとって関心の高い環境項目であることから、これらを調査地点に追加するなど、きめ細かく調査を実施すること。

エ 事業計画が具体化する中で、変電所が設置される場合は、そこから発生する騒音についても予測及び評価すること。また工事用資材等の搬出入を夜間に実施する計画があれば、道路交通騒音や振動について夜間も調査期間に追加すること。

オ 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音の影響については、予測に一定の不確実性を伴うため、近隣住民等の生活環境に直接影響を及ぼす可能性のある環境要素であると認識し、事後調査の対象として選定するとともに、準備書にその調査計画及び予測の範囲を超える環境影響が確認された場合の対応計画を詳細に記載すること。

(2) 水環境

ア 本事業は急峻な山地に多数の風車を立てる計画であり、新たな取付道路も含めると相当の工事面積となる。これら工事により土地の保水力が弱まることや、近年の集中豪雨等の傾向、雨が降った際の土砂や濁水の流れも適切に予測したうえで、沈砂池の配置及び設計等十分に環境保全措置がなされるよう事業計画を検討すること。

また、流域単位では影響が軽微であると予測された場合でも、流域内より小さな流域単位では大きな影響が予測される場合があることを踏まえ、流域への影響を考える際には、その小流域単位の影響度合いも含め適切に予測及び評価すること。

イ 土壤及び地質について、土壤の透水性や粒径分布を調べるための土質の調査地点の選定には、その地点が地域を代表する地質となっているか、その地質がどの程度広がりをもっているのかを把握したうえで選定することが必要であり、改変する地点等の動向も踏まえて、調査地点の追加変更を行うこと。

ウ 風力発電機の基礎の設置等により地下水の水質や量に影響が出る可能性があり、工事による地下水への影響を確認するためには既設井戸の水位や水質等のモニタリングが必要である。このことから対象事業実施区域及びその周辺における水道水源や自家用井戸等の地下水の利用状況を把握した上で、事業実施による地下水への影響を予測及び評価する手法について検討し、これを実施すること。また、土地の形質を変更する場所については、表層の土壤や地質のみならず、風力発電機の基礎を設置する深度の地質や含有する重金属等の有害物質についても十分に把握し、適切に対応すること。

(3) 風車の影

風力発電機の稼働による風車の影の影響については、影響が最大となる季節や時間等を考慮して可能な限り正確に予測し、また予測結果を踏まえて適切な環境保全措置を講ずることにより住民生活等に及ぼす影響を可能な限り回避すること。

(4) 動物、植物、生態系

ア 動植物調査について、対象事業実施区域の面積に比して調査地点が過少に感じられる。動物、植物及び環境が互いに密接に関連していることを踏まえ、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっている

かなど、調査地点数を含め再度検討すると共に、その検討の経緯も合わせ、具体的に準備書に記載すること。

また、希少な植物種は代表的地質よりも特殊な地質に多いことに留意し、植物相や植生の調査においては、取付道路の設置場所も含め対象事業実施区域及びその周辺を綿密に調査すること。

イ 対象事業実施区域のうち最北端に示された箇所（南部町池野付近 本編 P314 参照）については、図面上、調査地点が設定されていない別の水系に流入することとなる。この箇所において道路の拡幅等工事が実施される場合には、当該水系でも水質や水生生物の調査を検討すること。

また、濁りの成分は、野上川本流周辺のような上流側の地形の急峻なところではなく、より平坦な下流側に溜まる可能性があることを踏まえ、影響を受ける水生生物や底生生物（本編 P331、要約書 P62）に係る本流を含めた調査地点の追加を検討すること。また、隣接地域の状況から事業実施範囲にも「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき特定希少野生動物種に指定されているアカヒレタビラが生息する可能性が十分にあることから、繁殖に必要なイシガイ類も含めて調査を行うこと。

ウ 動植物、特に鳥類においては、専門家等へのヒアリング結果から対象事業実施区域に前述条例に基づく動物種であるクマタカが生息していると考えられることから営巣の確認は特に慎重に行う必要がある。また、オシドリ等渡り鳥の越冬地であることを考慮し、現地調査の際には、調査時期や調査地点を充分考慮して調査、予測及び評価するとともに、バードストライクによる影響については、国が公開している「風力発電立地検討のためのセンシティビティマップ」など最新の知見を踏まえ可能な限りの回避低減等対策を検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

（5）景観

ア 日本遺産に認定された日本最古の神山である「大山」の裾野に暮らす人々には、古来、「大山さんのおかげ」と感謝の念を捧げながら日々大山を仰ぎ見る暮らしが息付いており、また明地峠から眺める雲海越しの大山の光景は、米国放送局による「日本の最も美しい場所 31 選」にも選出された地域が誇る景観の一つであるなど、大山は周辺住民にとっての象徴となる山である。この点を念頭に、景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。

フォトモンタージュ等の作成に当たっては、各季節毎に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価をすること。

イ 地権者のみならず相当範囲の地域住民に影響が及ぶ問題であるため、法定の説明会に限らず積極的に説明の機会を設け、風車の設置位置のほか取付道路等附帯設備も含めて情報を速やかに公開すること。また、事業計画を進めるにあたっては、地域住民等が当事者として理解し、検討できるだけの具体的かつ詳細な事業計画を提供したうえで、景観に関する影響を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、その景観への影響が最小となるよう、配置や色彩等について十分に検討すること。

ウ 航空障害灯の点滅等による夜間景観への影響について、星空環境の保全の観点を含めて予測及び評価するとともに、結果を地域住民等に説明する際には、動画を活用するなどイメージしやすい説明に努めること。

(6) 文化財

対象事業実施区域内及びその周辺には、たたら製鉄に関する遺跡及び遺構をはじめ城跡及び要害など周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されているほか、未知の埋蔵文化財包蔵地も存在する可能性があることから、風車及びその附帯設備の配置等の検討に当たっては、あらかじめ関係機関と協議のうえ適切に調査を実施するなど十分に注意を払うこと。

(7) 事業地等の選定

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域のほか水源涵養保安林等が含まれている。風力発電機及び附帯設備の設置によりこれら区域が改変されることのないようその配置等を検討することとし、併せて、計画が具体化する段階においては、あらかじめ関係機関と十分に協議及び調整すること。

(8) 関係事業者

日野川には漁業権が設定されていることから、事業実施にあたっては免許されている日野川水系漁協に対し、適切な時期に十分な説明を行うとともに、工事にあたっては土砂流出及び濁水防止、工事完成後の土砂流出防止対策等について検討し適切に対応すること。

合同会社NWE-0.9インベストメント「(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年8月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社NWE-0.9インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鳥取県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場所：鳥取県鳥取市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大144,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 11月 10日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 2月 8日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月 17日
鳥取県知事意見受理	平成30年 7月 18日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 8月 6日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内

電話03-3501-1742（直通）

合同会社NWEー09インベストメント「(仮称)鳥取風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画(土捨場を含む)等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、調査地点の妥当性など十分な判断が困難であったため、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法(調査地点を含む)を適切に見直すこと。
2. 本事業では、かなりの量の切土や盛土が予想されるため、これらにより影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に調査、予測及び評価すること。
3. 風力発電機の設置予定範囲から近い住居地域や配慮が特に必要な施設については、騒音及び超低周波音の影響について調査地点を追加するなど適切に調査を行うこと。
4. 動植物調査については、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく対象事業実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているかなど、調査地点数を含め検討すること。
5. 景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。また、フォトモンタージュ等の作成に当たっては、適切な時期に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価をすること。

(鳥取県知事からの意見書の写しを添付)

合同会社NWE-09インベストメント「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年8月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社NWE-09インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鳥取県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鳥取県西伯郡伯耆町及び南部町、日野郡江府町及び日野町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：最大144,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 11月 10日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 2月 8日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月 17日
鳥取県知事意見受理	平成30年 7月 18日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 8月 6日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742（直通）

合同会社NWE-09インベストメント「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画(土捨場を含む)等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、調査地点の妥当性など十分な判断が困難であったため、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法(調査地点を含む)を適切に見直すこと。
2. 本事業では、かなりの量の切土や盛土が予想されるため、これらにより影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に調査、予測及び評価すること。
3. 風力発電設備の設置予定範囲から近い住居地域や配慮が特に必要な施設については、騒音及び超低周波音の影響について調査地点を追加するなど適切に調査を行うこと。
4. 動植物調査については、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく対象事業実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているかなどを、調査地点数を含め検討すること。
5. 景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。また、フォトモンタージュ等の作成に当たっては、適切な時期に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価すること。

(鳥取県知事からの意見書の写しを添付)

鳥取県環境家計簿w e b サイトの登録情報漏えいに関する対応結果について

平成30年8月21日
環境立県推進課

「鳥取県環境家計簿w e b サイト」(以下「当サイト」という。)が不正アクセスされ、利用者の登録情報が漏えいした事案について、次のとおり対応したので報告する。

1 契約の解除

受託会社「有限会社ひのでやエコライフ研究所」(以下「ひのでや」という。)との保守管理業務委託契約を7月13日付けで合意解除した。

〔解除理由〕

不正アクセスにより当サイトは信用を失墜していることから、当サイトは閉鎖することとし、他県の事例も参考に県民に安心して利用していただける新たな仕組みを独自で運用することとしたため。

2 サイト閉鎖日(H30. 6. 25~)以降の委託料の取扱い

- ・「ひのでや」に債務の履行がなく、県は利益を受けていないため、委託料を支払わない。
※サイト公開期間の委託料については、環境家計簿のサービス提供自体は正常に行われ、県はその利益を受けていることから、委託料を支払う。

3 損害賠償請求の取扱い

- ・システム開発者(別法人)が設定したプログラムの不備に気づかず運用した結果、不正アクセスを受けたものの、県に対する明確な損害が認められないことから、賠償請求は行わない。
- ・現時点では利用者から何らかの損害を受けたとの申し出はないが、今後、情報漏えいを理由とする第三者から県への損害賠償請求があった場合、県と「ひのでや」で協議し、共同で事務を処理することに合意した。

4 その他合意事項

- ・「ひのでや」と協議のうえ、以下の点について、合意書を交わした。
 - ・「ひのでや」は、データを県に返還及び引き継いだ後、消去しなければならない。
 - ・「ひのでや」は、契約の解除後において、情報漏えいに起因する対応の必要が生じた場合、県と協議した上で誠実に対応する。

<参考1>鳥取県環境家計簿w e b サイトの登録情報漏えい事案の概要

「ひのでや」が民間のデータセンター内に設置・運営している当サイトが悪意のある何者かに不正アクセスされ、当サイトの登録情報が漏えいした。

- ・漏えい内容:登録者436名の氏名又はニックネーム、メールアドレス、パスワード等
- ・発生原因:当サイト開発時において、セキュリティ対策のプログラム設定が適切に行われていなかったため。

経緯

H21年度	当サイトの開発、導入(委託先:クボタシステム開発株)
~H28年度	当サイトの保守管理(委託先:クボタシステム開発株)
H29年度~	同上(委託先:「ひのでや」に移管)
H30. 3. 19~20	悪意のある何者かに不正アクセスを受ける
H30. 6. 25	情報漏えいの疑いが発覚、当サイトの閉鎖
H30. 6. 26	不正アクセスの事実確認
H30. 7. 13	「ひのでや」との契約解除、新たな環境家計簿の運用開始

<参考2>新たな環境家計簿の運用開始、利用者への情報提供

- ・従前と同等の機能を持つ環境家計簿を県民に安心して活用していただけるよう、個人情報を登録しなくても県ホームページ「とりネット」からダウンロードし、利用者自らがデータ管理できる新たな環境家計簿の運用を7月13日に開始した。
- ・同日、利用者へメールをお送りし、改めての謝罪や注意喚起を行ったうえで、新たな環境家計簿の活用を促した。

第30回全国「みどりの愛護」のつどいの準備状況について

平成30年8月21日
緑豊かな自然課

平成31年春、鳥取市において開催する「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の準備状況について、実施に係る基本計画等を検討する「第1回実施本部会議」の開催結果及び「みどりのリレー」の実施状況等を報告する。

1 第30回全国「みどりの愛護」のつどい第1回実施本部会議

(1) 日 時 平成30年7月27日(金)午後1時から1時40分

(2) 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室

(3) 出 席 者 本部長：鳥取市都市整備部長

総括副本部長：鳥取県生活環境部長

委 員：県・市関係課長、公益財団法人鳥取県体育協会事務局長

※国土交通省中国地方整備局の建設部都市調整官等は、西日本豪雨対応のため欠席。

(4) 議事概要

- ・基本計画に係る内容(行事概要、招待者・参加者、記念植樹の候補樹種、業務スケジュール、協賛金募集、功労者知事表彰実施方針等)について確認した。
- ・企画運営業務等に係る業者選定について、プロポーザル方式で行うことを確認した。

2 県内市町村を植栽でつなぐ「みどりのリレー」実施状況(8月19日現在)

これまでに、10市町のイベントに出向いて、市町の長によるコンテナガーデンの植栽と特製「移植ごて」のリレーを実施した。つどい開催までに残り9市町村でリレーを行う予定としている。

〔実施状況〕

① 鳥取市	4月29日(日・祝)	鳥取市花のまつり
② 智頭町	5月11日(金)	智頭どうだんまつり
③ 大山町	5月27日(日)	鳥取県植樹祭
④ 湯梨浜町	6月10日(日)	グラウンドゴルフ発祥地大会
⑤ 三朝町	6月20日(水)	春のノルディック・ウォーク
⑥ 伯耆町	7月21日(土)	フェスティバル・ディア・マスミズ
⑦ 江府町	7月22日(日)	道の駅グランドオープン祭
⑧ 日南町	7月22日(日)	にちなん食のバザール
⑨ 琴浦町	8月5日(土)	白鳳祭
⑩ 北栄町	8月19日(日)	北栄砂丘まつり

〔次回リレー〕

⑪ 日吉津村	8月26日(日)	海岸クリーン作戦
--------	----------	----------



7/22 日南町「にちなん食のバザール」
(日南町 ⇒ 琴浦町) の様子

3 「とっとり花とみどりのマップ」のとりネット公開

県内の身近な緑を再発見・再認識し地域の財産として紹介し、広く都市緑化意識の高揚を図ることを目的として、とりネットで、県内の花とみどりの見どころのマップ紹介を始めた。(6月24日より)

【URL】<https://www.pref.tottori.lg.jp/flower-green-map>



あじさい(鳥取市 あじさい公園)



ひまわり(琴浦町 嘴り石の浜)



ミニナチュラルガーデン(鳥取市内公園)

〔参考〕

(1) 「全国『みどりの愛護』のつどい」の趣旨

「みどりの日」(5月4日)の制定趣旨を踏まえて、平素から緑の保全育成に携わっている全国の公園緑地の愛護団体等の関係者が一堂に集い、緑を守り育てる国民運動を積極的に推進する。

(2) 「全国『みどりの愛護』のつどい」の催事概要(予定)

- ① 主 催 第30回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会(国土交通省、鳥取県、鳥取市等で構成)
- ② 開催日 来年春(近年の実績では、5月末から6月上旬までの間に開催)
- ③ 会 場 コカ・コーラ ボトラーズジャパン スポーツパーク(鳥取県立布勢総合運動公園)
- ④ 内 容 ■式典「みどりの愛護」活動事例紹介、都市緑化功労者国土交通大臣表彰・知事表彰ほか
■記念植樹
- ⑤ 参加者 約1,500名(全国みどりの愛護団体関係者、緑化関係団体、関係機関職員他)

(3) 今後のスケジュール

平成30年12月頃 第1回実行委員会

平成31年2月頃 第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催日決定(見込み)、第2回実施本部会議

春頃 第30回全国「みどりの愛護」のつどい開催

「第3回『山ガール』・サミット in 鳥取大山」の開催について



伯耆国「大山開山1300年祭」

平成30年8月21日
緑豊かな自然課

伯耆国「大山開山1300年祭」における緑のプロジェクトの取組として、9月16日(日)・17日(月・祝)に開催する「第3回『山ガール』・サミット in 鳥取大山」について報告する。

- 昨年に続き3回目の開催となり、今回の来場者目標人数は県内外から約1,000名を予定している。(なお、昨年度第2回は台風18号により開催中止)
- また、同日に開催中である「大山山麓の謎解き宝探し～伯耆に眠る一七の秘宝～」(伯耆国「大山開山1300年祭」実行委員会主催事業)と連携し、伯耆国「大山開山1300年祭」との相互PRを図る。

<イベントの概要>

<山ガール・サミットについて> ※「山ガール」：ファッショナブルなアウトドア用衣料を身に着けて山に登る若い女性のこと。

全国の「山ガール」が集まり、交流し合えるイベントとして、九州を中心に全国で過去11回開催。山を愛し、自然を愛する人々が、楽しみながら清掃・登山や地域交流活動を行い、「人と人」が深く触れ合うことを目的とする。

※第1回はH28.8.12(金)に開催。来場者数約400名。有料アクティビティ参加者のうち7割が県外から訪れ、広く大山の魅力発信に繋がった。(公式Facebook閲覧数: 24,000ページビュー)

(1) 目的等

- ・これまで山への関心を持つことが少なかった新たな層を取り込むため、「山ガールの聖地・大山」としての新たなイメージの定着を目指す。
- ・強い情報発信力を持つ若い女性(ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用者)に多数集まつていただき、イベント関連記事を広く発信していただくことで、国立公園・大山の魅力を県内外に効果的にPRする。
- ・「大山開山1300年祭」と連携し、民間の協力も得ながら、大山の魅力を広く発信することで、更なる自然保護意識のかん養や国内外からの誘客につなげる。

(2) 内容

◆ゲスト(クッキングショー、音楽ライブ、お笑いライブ等を開催)

道 乃：料理評論家。大山開山1300年祭「いただきプロジェクト」においてコンサルティング実績有り。

加賀谷 はつみ：シンガーソング・ハイカー。登山と音楽を融合した独自路線で活動中。過去県内各イベントにも出演。

松元 麻希：アウトドアライター。過去、アウトドア雑誌「ランドネ」の編集に携わり、各種イベントに精通。

廣田 勇介：山岳ガイド。「ランドネ」において「神様百名山を旅する」を連載中。

ほのまる：芸人。よしもと住みます芸人として鳥取県に在住。

○体験アクティビティ

- ・大山トレッキング：加賀谷はつみ氏と登る大山夏山登山。大山山頂ミニライブを開催予定。
- ・大山癒しのブナの森ウォークと天空リゾート：樹木高原から大山横手道のブナ林を散策。
- ・山岳ガイドによる山の写真教室：インスタ映え間違い無し！廣田勇介氏による写真の取り方教室。
- ・最高の星空を！星観察ウォーキング：大山寺周辺における満点の星空観察。

○ステージイベント

- ・ご当地クッキング講座：道乃氏による大山ならではのアイディア料理の紹介。
- ・大山開山1300年歴史紙芝居：松元麻希氏による大山1300年の歴史・文化の紙芝居。
- ・音楽ライブ(加賀谷はつみ氏)、お笑いライブ(ほのまる)。
- ・山ガールファッションショー：アクティビティ参加者等による山ガールファッションコンテスト。

○その他

- ・チェーンソーアーティストによるチェーンソーパフォーマンス
- ・各種ワークショップ：紙岳、スマート体験、缶バッジ、お守り等の工作体験ブース。
- ・地元民間企業による飲食物、アウトドアグッズ関係の販売ブース等

(第1回の様子)





「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」の開催結果について



平成30年8月21日
「山の日」大会推進課

8月10日（金）、11日（土・祝）に米子市及び大山町で開催した「第3回『山の日』記念全国大会 in 鳥取」の開催結果の概要を報告する。

【開催結果概要】

1 大会テーマ 「神います山と共に生き、歩む～開山千三百年『山を守る聖地』大山から～」

2 「山の日」記念大山登山

登山家の貫田宗男氏をはじめ、全国山の日協議会や登山愛好家など全国の山岳関係者が大山に集い、「一本一石運動」を行うとともに、「山を守る聖地」大山の山頂において全員で「山頂宣言」を発信し、大山の豊かな自然・歴史・文化を守り育む意識の醸成と大会の成功を祈念した。

- ・日 時 8月10日（金）5:30～13:30頃
- ・場 所 大山山頂等（大山町大山）
- ・参加者 30都道府県 75名（大山町長、貫田宗男氏、全国山の日協議会関係者、一般参加者など）
- ・内 容 安全祈願祭・開会式、一本一石運動実施、「山頂宣言」発信



3 レセプション

鳥取県が国内外に誇る食材を使用した食事や地ビール、地酒等の飲み物でおもてなしを行い、大山をはじめとする県内の山によって育まれた山海の幸を国内外の参加者に堪能いただいた。

- ・日 時 8月10日（金）18:30～20:00頃
- ・会 場 ANAクラウンプラザホテル米子（米子市久米町）
- ・出 席 約300名



- ・環境副大臣、林野庁長官、国會議員（超党派「山の日」議員連盟・鳥取県選出）、協賛企業・団体、実行委員会関係者、全国山の日協議会役員・団体会員等、次期開催地自治体（山梨県知事、甲府市副市長）、県議会議長・副議長・議員、開催市町議会議長・副議長、県内市町村長、東アジア地方政府観光フォーラム（EATOF）代表団、記念登山参加者等
- ・内 容 主催者挨拶、「大山賛歌」演奏（ゴスペルオープ）、鏡開き、アトラクション（淀江さんこ節等）

4 記念式典

「山の日」記念大会の式典セレモニーのほか、大山の豊かな魅力（美しさ、歴史、文化、自然、楽しさ、恵み）を通じて、人と山とが調和を続け、未来に歩んでいくことを「山を守る聖地」大山から発信するメインアトラクションを実施するとともに、「とつとり大山『山の日』憲章」を発表した。

- ・日 時 8月11日（土・祝）9:15～11:00
- ・場 所 大山総合体育館（大山町大山）
- ・出 席 約700名

- ・環境副大臣、農林水産副大臣、林野庁長官、国會議員（超党派「山の日」議員連盟・鳥取県選出）、協賛企業・団体、実行委員会関係者、全国山の日協議会役員・団体会員等、次期開催地自治体（山梨県知事、甲府市副市長）、県議会議長・副議長・議員、開催市町議会議長・副議長・議員、県内市町村長、EATOF代表団（知事、事務局長ほか）、記念登山参加者、一般参加者等

- ・内 容
 - ・主催者挨拶
 - ・山鐘点鐘
 - ・メインアトラクション（ナビゲーター：瀧本 美織氏（鳥取県出身、とつとりふるさと大使））
 - ・リレーセレモニー（「山の日帽」引継ぎ）
 - ・とつとり大山「山の日」憲章（ボーイスカウト、ガールスカウト等の子どもたち）

メインアトラクション

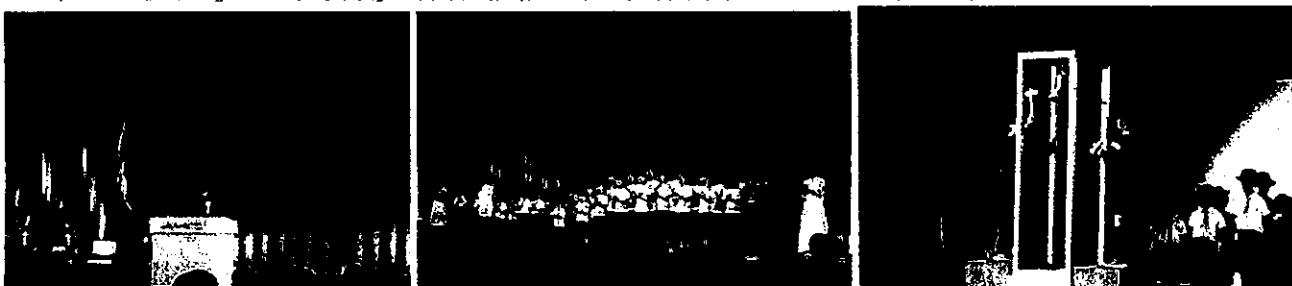
[第1章]大山さんと出逢う

- ・美しい映像やパフォーマンスにより山と向き合い生きる地域の人々とのつながりや大山の豊かな自然と美しさ、魅力などを発信した。

<出演者> 写真家 稲木 翠志氏（映像）、大山僧兵太鼓（演奏）、大山町教育長 鶴見 寛幸氏、大山地域の生産者（酪農、農業、漁業、加工品）など

[第2章]大山さんと糾深まる

- ・大山の自然を守る「一本一石運動」活動紹介（乾 刻弘氏（大山の頂上を保護する会顧問））
- ・「山はふるさと」「大山賛歌」合唱（山陰少年少女合唱団リトルフェニックス）



【とっとり大山「山の日」憲章】

私たちが住む鳥取県は、大山をはじめとする綺らしい山々に囲まれています。

山は遙か昔から私たちを見守っていて、降り注いだ雨が清らかで栄養豊かな水となり、森や里を潤し、豊かな海を育んで、おいしい食べ物を味わうことができます。たくさんの緑に覆われた山の中では多くの動物や植物が暮らし、私たちも登山やキャンプ、スキーなど四季それぞれに楽しむことができます。山や森は身近で命の源となる存在ですが、土砂崩れや洪水など、時に私たちに怖さをみせることもあります。

私たちの大山は、これまで長い間「一本・石運動」などの自然保護活動を行ってきた自然を守る聖地です。昔から山を守り、山の厳しさにも立ち向かってきたおかげで、今の私たちの暮らしはあります。

「大山さん」。ありがとう。

私たちは、「山の日」の今日、開山1300年を迎えた「神います山」、自然保護憲章発祥の地「山を守る聖地」大山において、私たちにとってかけがえのない存在である山とともに生き続けることを決意し、志を同じくする日本全国、世界中の人々と共に、「とっとり大山「山の日」憲章」を定めます。

- 一 山を学び、山の素晴らしさ、厳しさを知ろう。
- 一 山に親しみ、豊かな心を育もう。
- 一 山の恵みに感謝し、暮らしに活かそう。
- 一 山を敬い、山を守る気持ちの輪を広げよう。
- 一 山と共に生き、未来に向けて歩み続けよう。

平成30年8月11日

5 トークセッション

山を守る理念と重要性を伝えるとともに、山とともに生きる意義や誰もが山を楽しめる取組等を世界の山々での事例等を交えて発信した。

・日 時 8月11日（土・祝） 14:00～15:00

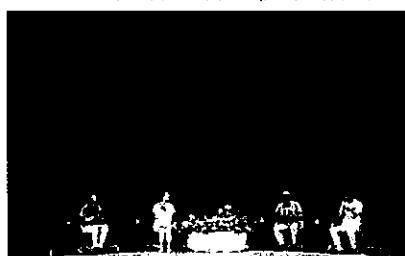
・場 所 米子市公会堂（米子市角盤町）

・出席者 約700名

林野庁長官、国會議員（超党派「山の日」議員連盟）、協賛企業・団体、実行委員会関係者、全国山の日協議会役員・団体会員等、次期開催地自治体（甲府市副市長）、県議会議長・副議長・議員、開催市町議会副議長、県内市町村長、一般参加者 等

・内 容 朗読（小説「暗夜行路」）・トークショー

・出演者 檜 ふみさん（女優）、賀田 宗男さん（登山家）、山田 桂一郎さん（観光カリスマ）
(全体進行：萩原 浩司さん（株式会社山と溪谷社執行役員）)



6 欽迎フェスティバル

<来場者> 約 4,800 名 (森の恵み感謝祭: 2,500 名、里の恵み感謝祭: 2,300 名)

名称	森の恵み感謝祭		里の恵み感謝祭	
場所	大山国体広場 (大山町)		米子市公会堂前広場～える・もーる (米子市)	
日時	8月11日 (土・祝) 9:00～15:00		8月11日 (土・祝) 11:00～17:00	
概要	県内各地の木工製品等の紹介や森が育んだ豊かな食や水を存分に味わうイベントを開催した。		大山を中心とする山から里にかけての産品や文化芸能に親しむイベントを開催した。	
主な内容	ステージ	・大山町の小学生と県警音楽隊の合唱 ・表彰式 (大山フォトコンテスト、自然公園関係功労者表彰) ・林業関係イベント (チェンソー・デモ) ・大山町ふるさと大使 (桂木龍氏)、琴浦町観光大使 (ミッキー吉野氏) による歌ステージ	ステージイベント	劇団ゆめによる演劇「大山開山1300年記念ミュージカル『みどりの風』」
	体験	丸太切り体験、子供用制服試着体験、各種木工教室、木工体験コーナー、ジビエワークショップ、森のようちえん等	ミニステージ	アートによる県内の芸術団体のパフォーマンス (伝統芸能、ダンス、合唱等)
	実演	チーンソー・アート	降雨体験機、PHV車両の電力を利用したTVゲーム体験、ポニーとのふれあい体験	-
	展示	大山隠岐国立公園の紹介、大山フォトコンテスト (環境省主催) の作品展示、林業関係団体・企業の商品や活動の紹介	土砂災害防止砂防堰堤簡易実験・DVD放映、下町観光、城山関連イベントPR等、公立鳥取環境大学による研究活動紹介等	-
	物販 飲食	大山開山1300年祭記念切手 (大山郵便局)、各種木工製品 (林業関係企業)、飲食 (大山町地元企業)	道の駅奥大山 (江府町)、米子マルシェ、大山ブランド会	-
	当日の様子			

7 エクスカーション

[参加者数] 合計 240 名

- 8月10日 (金) 20:00～21:00 城山 (米子城跡) ミニ登山 (ライトアップされた米子城跡を登山)
21:30～22:00 ナイトツアー お盆の大盆灯
- 8月11日 (土・祝) 15:15～16:30 米子城下町観光～米子城下町・加茂川の地蔵さん巡り～
米子城下町を舞台とした町歩き (①地蔵巡りコース、②遊覧船乗船コース)
17:00～18:00 城山 (米子城跡) ミニ登山 (米子城跡を舞台としたミニ登山)

〈聖地の夏 「大山1300年」の祝祭〉

◎伯耆の国「大山開山1300年祭」記念式典との一休開催により、8月8日～11日は、日本最古の神山大山から「大山の歴史」と「自然保護と共生」を全国、未来へ発信した。

	伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典		第3回「山の日」記念全国大会 in 鳥取	
	大山の歴史の素晴らしさ、かけがえのなさを再確認し、次の100年に活かしていくことを誓い合った。		自然保護憲章発祥の地である大山から自然保護の重要性・普遍性、山と共に生きる意義をアピールした。	
午前	8月8日 (水)	8月9日 (木)	8月10日 (金)	8月11日 (土・祝)
	■記念式典 ・合唱、大山への誓いほか ■記念講演 講師: 松平定知氏	■「山の日」記念大山登山 ・一本木一本石運動参加 ・「山頂宣言」発信	■記念式典 (大山総合体育館)、 ・山鐘点鐘、ハイアトラクション ・とつとり大山「山の日」憲章	歓迎フェスティバル
午後	■レセプション (ロイヤルホテル大山)	■記念コンサート 出演: 松木茜氏	■レセプション (ANAクラウンズザーホテル米子)	■トークセッション (米子市公会堂) ・朗読、トークショー

ユネスコ世界ジオパーク再認定に係る現地審査の概要について

平成30年8月21日

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

観光戦略課

8月6日から9日にかけてユネスコ世界ジオパークネットワーク（GGN）の再認定現地審査が実施されたので、その概要を報告します。

1 審査日程

8月6日（月）鳥取砂丘

8月7日（火）あおや郷土館・夏泊、浦富遊覧船、岩美町立渚交流館、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以上、鳥取県）、湯村温泉（兵庫県）

8月8日（水）新温泉町山陰海岸ジオパーク館、あまるべ道の駅、玄武洞公園、日和山ガイドセンター（以上、兵庫県）

8月9日（木）大成古墳等（京都府）、コウノトリの郷公園（兵庫県）

2 審査員

Pablo Rivas（パブロ・リバス）氏（スペイン）

- ・ユネスコ世界ジオパークの地質遺産専門家グループのメンバー
- ・分野：地質学、環境科学

盧琴飛（Lu Qinfei：ルー・チンフェイ）氏（中国）

- ・雁蕩山（Yandangshan：イエン・ダン・シャン）ユネスコ世界ジオパーク管理委員会ディレクター
- ・分野：地質学的環境保護、一般向け科学教育

3 審査員講評

＜前置き＞

- 審査の中で多くの優良事例を確認することができた。
加えて皆様の強い決意、山陰海岸ジオパークのチームやパートナー（企業・団体）の皆さん的情熱を感じることができた。
- 4年前の再認定時の指摘事項については、非常に満足できる形で達成されていることを確認した。
- ジオパークは、常に向上することを目指すため、常にどこか改善の余地がある。
そして非常に優れたジオパークは、さらに強く難しい要求に応える責任があり、他のジオパークの良い事例となる必要がある。
私たちは、山陰海岸ジオパークに是非このような責任に応えられるベストなジオパークになっていただきたいと考えている。

＜指摘事項（具体的改善に触れた発言）＞

（1）余部クリスタルタワー（あまるべ道の駅視察時）

新たにできた余部クリスタルタワーの建物自体は非常に人気があり、多くの来客を呼び込めるることは理解したが、歴史や現地の状況についての解説パネルを設置すればよりよくなると考える。

(2) 学識的知識の情報提供（玄武洞観察時）

玄武洞公園は（地磁気逆転の発見の舞台となったことにより）国際的価値が高いが、そのことについてもう少し積極的に情報提供されるとよい。国際的価値をさらに高めることができると考える。

(3) ジオサイト（見どころ）までの交通アクセス方法

ジオサイトまでのアクセスについて、地図や交通手段に関する情報提供を強化してほしい。

<審査員からの提案（より活発に活動するための提案）>

(1) 世界レベルでの活動

- 例えば、山陰海岸ジオパークが中心となって、日本ジオパークネットワークの中に、「ユネスコの認定がもたらす利益」について検討する分科会を設置する。
これは、山陰海岸ジオパークの経営の改善につながるとともに、山陰海岸ジオパークで行われている取組を世界のジオパークと共有する機会にもなる。
- 他のユネスコ世界ジオパークとの姉妹提携をもっと締結してほしい。
国際的な交流、PR活動などを通じて、他のユネスコ世界ジオパークともっと経験や事例の共有を進めてほしい。

(2) 地元企業、NPO等への支援の継続

山陰海岸ジオパークは、地元の企業、NPO等に対して、新商品・新サービス開発などに対する支援を行っており素晴らしい。この姿勢は継続してほしい。

(3) 鳥取砂丘の活用

鳥取砂丘の素晴らしさ美しさがとても印象に残った。例えば過去の気候の変動による植物の変化など、さらに学術的な発信ができると観光客が増えて現地の経済にプラスになると考える。

4 審査結果発表の時期

未 定

（参考：平成29年夏に世界ジオパーク再認定現地審査を受けた隠岐ユネスコ世界ジオパークなどの審査結果は、平成30年2月に発表された。）

<これまでの経過>

- H20.12 日本ジオパークネットワークの加盟認定
- H22.10 世界ジオパークネットワークの加盟認定
- H25.12 日本ジオパークネットワークの再認定及び鳥取市青谷町・鹿野町エリアへの拡大
- H26.9 世界ジオパークネットワークの再認定及び鳥取市青谷町・鹿野町エリアへの拡大
- H27.9 アジア太平洋ジオパークネットワーク(APGN) in 山陰海岸の開催
- H27.11 世界ジオパークのユネスコ正式事業認定
- H29.9 日本ジオパークネットワークの条件付き加盟認定

鳥取県家賃債務保証事業の創設及び引受開始について

平成30年8月21日
住まいまちづくり課

家賃の支払能力があるにもかかわらず、保証人が確保できないため賃貸住宅への入居契約ができない方を支援する独自の鳥取県家賃債務保証事業を創設し、8月1日から引き受けを開始したので報告する。

1 背景

過去の債務不履行などが原因で民間の家賃債務保証会社の審査に通らないために賃貸契約が締結できない方の支援については、鳥取県居住支援協議会（構成員：県・市町村の住宅・福祉部局、不動産関係、福祉団体等）及び低所得者の暮らし安心対策チーム会議の検討議題となっており、独自の家賃債務保証制度の創設が必要として検討を進めていた。

2 事業実施主体

鳥取県居住支援協議会が鳥取県社会福祉協議会に委託して実施

※鳥取県居住支援協議会・・・住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、低所得者他）の賃貸住宅への円滑な入居を支援することを目的に設立された団体。構成員は、県及び市町村（福祉部局、住宅部局）、不動産、福祉関係団体。

3 受付窓口

事業利用希望者は、あんしん賃貸相談員に賃貸住宅への入居相談と家賃債務保証事業の利用について相談した後、鳥取県社会福祉協議会へ家賃債務保証事業を申し込む。

※あんしん賃貸相談員・・・住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居できるよう支援している相談員で、東・中部1名、西部1名配置している。

4 対象者

本事業は、以下の要件に該当する者を対象とする。

- (1) 給与、年金、生活保護費（原則として代理納付であること）その他の安定した収入があり、賃貸住宅の家賃及び共益費（以下、「家賃等」という。）を継続的に支払うことができること。
- (2) 保証人が確保できること。
- (3) 月収（世帯全員の合計額）が賃貸住宅に係る月額の家賃等の2倍以上であること。
- (4) 家賃等を滞納中でないこと。
- (5) 本事業以外の家賃債務保証の契約を締結することができないこと。
- (6) 自立（他者の支援によるものも含む。）した日常生活を送ることが期待できること。

5 保証料

2年間15,000円（更新時も同額）

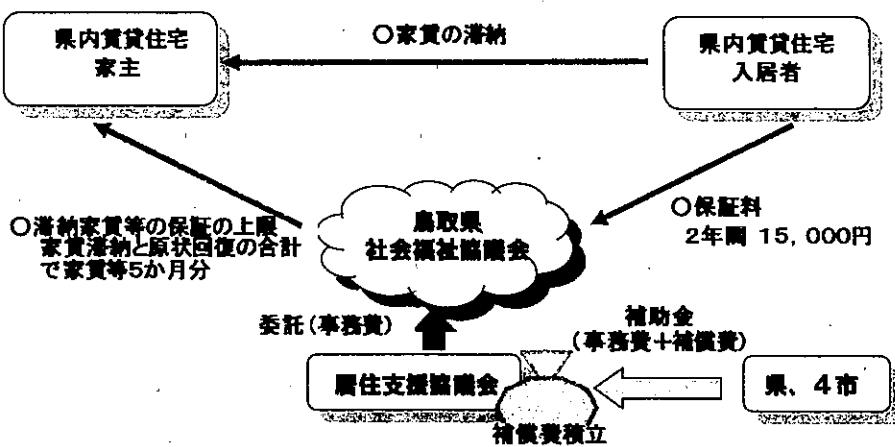
6 保証の対象

- (1) 滞納家賃等
 - (2) 残存家財の処分に要する費用及び退去に伴う原状回復に係る費用
- ※保証上限金額は（1）と（2）の合計で家賃等の5か月分

7 平成30年度予算額

1,873千円（内訳：事務費748千円、補償費1,125千円 財源：県1/2、4市1/2）

8 事業スキーム



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

当初契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額 (当初契約額)	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営業課)	県営住宅永江団地第九期住戸改善工事(54ー1棟)(建築)	米子市 永江	株式会社 金田工務店 代表取締役 金田 勝	263,520,000円	平成30年7月31日 ~平成31年6月20日	平成30年7月30日	

コンクリートブロック塀の安全確保対策について

平成30年8月21日
住まいまちづくり課

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震によるコンクリートブロック塀倒壊事故を受けて、現在行っている県内のコンクリートブロック塀の安全点検及び安全確保対策及びブロック塀の撤去等に係る補助制度創設の状況について報告する。

1 安全点検の実施状況、安全対策等

平成30年8月17日時点の実施状況は以下のとおりである。

区分		安全点検	安全対策
県有施設	県営住宅 (生活環境部)	建築技師による二次点検完了 <撤去又は改修が必要なもの> 県敷地内のもの なし 隣接所有者のもの 3箇所	・所有者に対して、撤去・改修を依頼済み
	県営住宅以外 (総務部)	建築技師による二次点検完了 <撤去又は改修が必要なもの> 道路に面するもの 16施設、19箇所 450m 隣地境界にあるもの 11施設、11箇所 1,173m	<撤去済> 8箇所 202m (内、道路に面するもの：6箇所 190m) <撤去中> 2箇所 94m (8月末を目処に完了) <9月補正対応予定> 20箇所 1,327m (年内を目処に完了)
市町村有施設 (市町村)		全市町村が点検完了 <点検結果> 危険があるブロック塀 14市町村 79施設 79箇所	・9月又は12月補正予算で対応予定
民間施設	県道、県管理国道 沿いのもの (県土整備部)	・県道、県管理国道沿いのブロック塀につ いて一次点検完了 <点検結果> 高さが2.2mを超えるもの 3箇所 亀裂、損傷、傾斜のあるもの 91箇所 上記が両方共あるもの 5箇所 ・建築指導部局(特定行政庁を含む)と合 同で二次点検を実施中 (8月末を目処に 完了予定)	・県道、県管理道及び市町村道(通学路を 含む)沿いで危険と判断したものは、道 路管理者として通行者へ注意表示、必要 に応じて应急措置(土嚢の設置等)を行 い、県内特定行政庁は所有者に対して建 築基準法に基づき安全対策を講じるよ う指導する
	小中学校の通学 路沿いのもの (市町村教育委員会)	・一次点検完了 <点検結果> 二次点検が必要なブロック塀 148校 2,695箇所 ・危険があるブロック塀は、各市及び協力 を申し出られた(一社)鳥取県建築士会に よる二次点検を行う (10月末を目処に完 了予定)	
	上記以外のもの (市町村)	・12市町で市町道沿いのブロック塀の全 数点検を完了(箇所数は集計中) ・その他の町村でも道路パトロール等に 合わせて点検を実施するよう引き続き 働きかけている	

※ 一次点検の基準：施設管理者等により次の項目を点検。

① 裂・損傷・傾斜の有無 ② 塀の高さが2.2m以下の確認 ③ 控え壁の有無

二次点検の基準：設置基準の適合性(建築基準法に基づき各部寸法の計測、鉄筋の有無等)

劣化診断(欠損、ひび割れ、傾き等の計測)

2 民間が所有するブロック塀の撤去等に対する補助制度の創設

危険性が確認された民間所有のブロック塀等を撤去、改修する場合に経費の一部を所有者に対して助成する制度の創設を9月補正予算において検討中。

3 県民向け窓口への相談状況

県内特定行政庁にブロック塀に関する相談窓口を開設し、県民からの相談に対応している。

〈県内特定行政庁〉

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、県（東部建築住宅事務所、中・西部建築住宅課）

〈相談件数 平成30年8月9日現在〉

	県	鳥取市	倉吉市	米子市	境港市	合計
件数	2	27	8	22	8	67

＜主な相談内容＞

- ・市の方でブロック塀を調査してもらいたい。(診断できる業者を教えて欲しい)
 - ・補助金が出ると聞いた。詳しく教えて欲しい。

4 ブロック塀の安全点検、転倒防止対策の周知

民間所有のブロック塀の安全点検、転倒防止対策について、所有者に広く周知するため以下の情報提供を実施している。

- ・県ホームページにおいてブロック塀の安全点検の実施、転倒防止対策を掲載
 - ・新聞紙面にブロック塀の安全点検の実施について掲載（8月18日付）
 - ・テレビCMでブロック塀の安全点検の実施について呼びかけ（9月中旬を予定）

(日本海新聞記事 8月18日付)

まずは自己点検を! ブロック塀の安全点検をしましょう

平成30年6月18日に発生した大阪府北摂を震源とする地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになり2人の命が奪われました。ブロック塀が倒壊して事故が発生した場合、所有者がその責任を負わされることになります。ブロック塀の構造をよく理解し、まずは自己点検をしましょう。

また、自己点検の結果で危険性がある場合はや不安を感じることがあれば、専門家*や行政の相談窓口に相談し、ブロック塀の除去や軽微化対策を検討しましょう。

*建築士、専門工事業者およびブロック塀検証士

チェック項目

- ① 塀は高すぎないか
- ・家の裏では地盤から2.2m以下か。
- ② 塀の厚さは十分か
- ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ③ 控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
- ・家の長さ3.4m以下ごとに、家の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ④ 基礎があるか
- ・コンクリートの基礎があるか。
- ⑤ 塀は健全か
- ・塀にひび割れはないか。
- ⑥ 塀に鉄筋は入っているか
- ・塀の中盤は9mm以上の鉄筋が、基礎とも80cm間隔以下で配筋されており、基礎は15mm以上より鉄筋の横幅に、横筋は表面にそれぞれかざり掛けられているか。
- ・基礎の入り込みは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

相談窓口

お住まいの地区	連絡先
鳥取市役所総務課指導係(鳥取市馬場町) 電話 0857-20-2382 FAX 0857-20-3059	
岩美郡・八頭郡	県東部置賜住宅事務所(山形市立川町) 電話 0857-20-3648 FAX 0857-20-2103
庵治市	庵治市役所建設住宅課(庵治市寅町) 電話 0858-22-8715 FAX 0858-22-8140
東伯郡	東北郷土環境課(山形市城東町) 電話 0858-23-3235 FAX 0858-23-3266
米子市	米子市役所建設相談課(米子市加茂町) 電話 0859-23-5236 FAX 0859-23-5394
境港市	境港市役所被災対策課(境港市上須町) 電話 0859-47-1062 FAX 0859-47-1088
西伯郡・日野郡	東西郷土環境課(米子市本町) 電話 0859-31-9753 FAX 0859-31-9654

県庁住まいまちづくり課
電話 0857-26-7697 FAX 0857-26-8113

とりネット ブロック塀
ほたる
回る

「第45回中海水質汚濁防止対策協議会」の開催と国等への要望活動の概要について

平成30年8月21日

くらしの安心局水環境保全課

第45回中海水質汚濁防止対策協議会を開催し、中海の水質や第6期湖沼水質保全計画（平成26～30年度）の進捗状況などについて意見交換するとともに、関係省庁（国土交通省、農林水産省、環境省及び財務省）及び鳥取・島根両県選出国会議員に対し、中海の水質浄化対策事業の要望を実施したので、概要を報告する。

中海水質汚濁防止対策協議会（設立：昭和51年）

- 目的：中海の水質保全のための情報収集、鳥取・島根両県及び関係市の連携による汚濁防止対策の促進
- 構成員：鳥取・島根両県の県議会議員（13名）、両県関係部局長、沿岸市の市長・市議会議長

1 協議会の概要

（1）開催日等

- 平成30年7月31日（火）松江市内

（2）主な報告内容

水質測定結果、第6期湖沼水質保全計画の進捗状況、海藻刈による栄養塩循環の取組等を報告した。

項目	概要
中海の水質調査結果	○環境基準点12地点における水質測定結果は、 ・第6期湖沼水質保全計画で定める目標水質は、COD（化学的酸素要求量）が目標達成 ・全窒素は10地点、全りんは9地点で目標達成。（ただし、12地点全て達成していないので、目標は未達成） ・環境基準のCOD、全窒素及び全りんはいずれの項目も未達成。
第6期湖沼水質保全計画の進捗状況	○湖沼水質保全計画は、国、県、関係市、県民、企業及びNPO等が連携して、各種施策を推進しており、生活排水処理施設の整備率88%を達成、その他、道路掃除、側溝泥あげ、河川の浚渫、堤防の草刈り、環境にやさしい農業、森林の整備、土砂崩壊施設の整備、浅場造成・覆砂等は、達成すべき目標に対して、概ね計画どおりに進捗した。

（3）主な意見

- 中海に流入する県・市管理河川における自然系の負荷低減のため、道路清掃、側溝の泥あげ等の市民ができる活動をもっと啓発すること。
- 下水道は、普及率と併せて接続率を提示すること。また、合併処理浄化槽の点検等の状況も提示して議論すること。
- 河川等からの汚濁の流入負荷対策が一番重要で、排水処理施設の整備を行い、相当の汚濁を防いできた。湖底からの窒素、りん等が溶出するなどの汚濁機構の解明を進めること。
- 環境にやさしい農業の取組として浅水代掻き等に協力している地域住民に対し、その取組による水質改善効果等について報告すること。
- 中海の水質浄化のため、瀬戸内海で使用されている石炭灰造粒物（中国電力の火力発電所の焼却灰活用した製品）を利用して、窪地の埋戻しを行うことを検討すること。

2 要望活動の概要

（1）要望日等

- 平成30年8月1日（水）東京都内

（2）国への主な要望事項

【国土交通省】

- 浅場造成等に加え、海藻回収や窪地対策等、水質浄化対策を河川管理者として、積極的に推進すること。
- 下水道事業の執行に必要な予算枠の確保及び国費率、地方交付税措置の嵩上げをすること。
- 汚濁原因の解明のため、水質流動モニタリング等の強化を行うこと。

【環境省】

- 汚濁原因の解明及び海藻の果たす自然浄化機能等の調査研究を推進すること。

【農林水産省】

- 農業集落排水事業の執行に必要な予算枠の確保及び地方交付税措置の嵩上げをすること。

（3）要望活動での主な意見

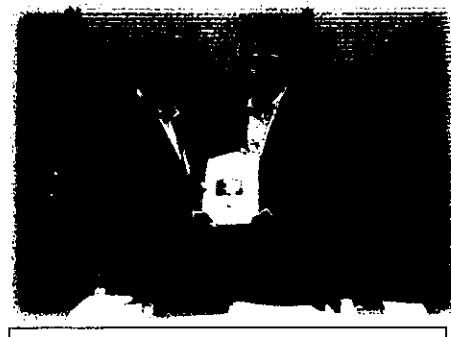
環境修復技術は、これから海外でも伸びてくる分野であり、中海から浄化技術を世界へ発信すべき。



【国交省 林 水管理・国土保全局次長への要望（島根県 浅野会長、鳥取県 斎木副会長、島根県 園山副議長】



【石破茂衆議院議員要望（斎木副会長】



【赤澤亮正衆議院議員要望（斎木副会長】

鳥取県持続可能な地下水利用協議会第11回通常総会の概要について

平成30年8月21日
くらしの安心局水環境保全課

平成30年7月24日に「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例(以下、「地下水条例」という。)」に基づき設置している「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」の第11回通常総会を開催したので、概要を報告する。

1 鳥取県持続可能な地下水利用協議会(平成25年7月12日に設置)

本協議会は、平成25年4月1日に施行された地下水条例に基づき、地下水の採取事業者相互の連携及び協調により、地下水位等を県内32箇所でモニタリングし、そのデータ等について、本県が同じく地下水条例に基づき設置している有識者で構成する「地下水研究プロジェクト」に提供して、水位低下等の異常がないか等を連携して評価し、産学官の協働により地下水環境の保全を図っている。

[会長：三洋製紙株式会社 高橋専務取締役工場長
会員数：84事業所（水道事業会員16事業所、一般事業会員68事業所）[平成30年6月30日現在]]

2 総会の概要

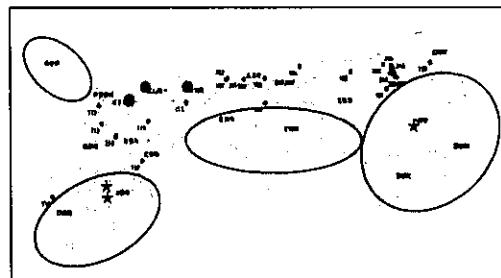
平成29年度の事業報告、会計報告のほか平成30年度に新たに追加実施するモニタリング及び付随する補正予算案等を審議し、承認された。

◇ 平成29年度事業報告

区分	内 容
地下水位 モニタリング	○県内32地点の水道水源等の地下水位モニタリングデータをHPで公表
普及啓発	○水の日イベント「こどもウォーターカレッジ」 ・講師：eco パフォーマー らんま先生・参加者：約200名 ・地下水利用協議会 会員による取り組み展示(サントリープロダクツ(株)、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、米子市水道局)
水循環保全活動	○森林整備活動 ・伯耆町(とっとり花回廊「いやしの森」)／植樹した苗木の周辺の下草刈り ・三朝町(東小鹿の山林)／広葉樹の植林活動 ・鳥取市(国府町河合谷高原)／台風のため中止

◇ 平成30年度事業

・上記32地点のモニタリングに加え、観測体制の強化のため、観測井戸の4地点を追加する。今後は、観測井戸が設置されていない地域を優先し、設置コスト・管理費の面を考慮しつつ、10ヶ所を上限に年に2ヶ所ずつ追加を検討する。



3 水循環に関する勉強会の開催

総会終了後、国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部水資源政策課 今長課長を招聘し、会員等が34名参加して、日本における地下水の現状と課題(地下水マネジメントの進め方)や地下水は誰のものかとして、日本における地下水の権利や裁判の判決の変遷などについて、理解を深めた。



総会・三洋製紙 高橋会長の挨拶



水循環に係る勉強会の様子

平成30年7月豪雨による上下水道施設の被災及び復旧状況について

平成30年8月21日
くらしの安心局水環境保全課

1 上水道の被災状況

(1) 概要

平成30年7月豪雨での出水等により、鳥取市1箇所、若桜町1箇所、智頭町3箇所、八頭町1箇所及び日野町1箇所の計7箇所の簡易水道等で濁水の発生や停電による断水が発生したが、日本水道協会鳥取県支部（以下、「日水協県支部」という）が窓口となり派遣された給水車や各市町の対応により、7月11日には全ての箇所で給水を再開した。

なお、若桜町1箇所と智頭町1箇所の簡易水道は、隣接する河川護岸の被災により配水管が損傷しており、今後、河川管理者と調整しながら本復旧を行う。

(2) 被害状況・復旧内容

（単位：百万円）

町・水道名	被害状況・復旧経過	復旧内容	金額※
智頭町 山郷簡易水道 (205戸・520名)	<ul style="list-style-type: none"> 7/7～濁水となり、断水（水源2カ所） 7/8～日水協県支部の給水車2台（米子市、倉吉市）は7/9午前で撤収し、県からペットボトル飲料水を配布したほか、町は給水袋（6L）で家庭へ配布 7/10～仮設工事を完了し、給水を再開済 	<ul style="list-style-type: none"> 水源池の取水管の土砂撤去及び取水管再接続 	0.3
若桜町 吉川簡易水道 (78戸・165名)	<ul style="list-style-type: none"> 7/6～林道洗掘による配水管が損傷し、断水 町所有の給水タンクで給水（500L、3基） 町備蓄のペットボトル飲料水を配布 7/11～応急復旧工事を完了し、給水を再開済 	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧（L=60m）及び本復旧（L=20m） 	0.4
合計			0.7

※いずれも復旧額が少額のため、単町費で対応する。

<若桜町 吉川簡易水道の被災状況>



(3) 現在の状況

- 智頭町山郷簡易水道：復旧は地元堰堤管理者と調整が必要で、現在工法を検討している。
- 若桜町吉川簡易水道：河川護岸復旧は、別途、町の林道災害復旧工事で対応を予定している。

2 下水道の被災状況

(1) 概要

平成30年7月豪雨での出水等により、智頭町内の土師川及び千代川の堤防が洗掘され、農業集落排水施設の電柱倒壊、排水管路の欠落、原水槽の水没、電気設備等の一部浸水が発生し、3施設（南因、山郷及び山形の各浄化センター）が被災したが、既に応急復旧しており、今後は本格復旧を図る。

(2) 被害状況・復旧内容

(単位：百万円)

町・地区	被害状況	現在の復旧状況	主な復旧内容	金額※
智頭町 南因浄化 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・土師川護岸が崩壊し、下流側マンホールから上流側の浄化施設までポンプアップする圧送管が破損 ・電柱が倒壊してポンプアップする制御盤も破損 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/28 仮設管路・仮制御盤等の完成により処理場処理を再開し、24時間体制によるバキューム汲取りを終了 ⇒本格的な復旧は約3か月後の見込み（制御盤が特注製品で製作に約3か月程度かかる見込み） 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊電柱再設置1箇所 ・マンホールポンプ制御盤復旧1箇所 ・仮設管路設置一式（φ150、φ100 各L=323m） ・管路復旧（L=200m、φ150、φ100） ・汚水抜き取りバキューム作業延べ22日間 	67.5
	<ul style="list-style-type: none"> ・大背地内の土師川護岸の崩壊により汚水管約30m被災（汚水管の欠落はなし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/12 汚水管を仮固定済 ・護岸復旧は後日 		
智頭町 山郷浄化 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・千代川護岸が崩壊し、浄化センター電源の電柱が倒壊し停電・原水槽が水没 ・千代川護岸が崩壊し、汚水管が約3m欠落し、河川に流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/10 施設は復旧（非常用電源等は未復旧） ・7/12 応急復旧済（汚水管を再接続） ・護岸復旧は後日 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊電柱再設置1箇所 ・処理施設（制御盤等）復旧一式 ・汚水抜き取りバキューム作業延べ3日間 ・マンホールポンプ制御盤復旧1箇所 	50.0
	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化センターは稼働しているが、汚水を処理槽に送る電磁解放弁の制御が不安定な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・7/10 メーカー一点検を依頼し、不具合を確認。部品交換またはオーバーホールを実施予定 ・施設稼働には問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・電磁解放弁交換1基 	
合計				120.0

※災害関連農村生活環境施設復旧事業費の交付申請を行う予定としており、当該事業費は国から県を経由して町に交付される。（間接補助事業）負担率は国1/2、町1/2。

<被災状況>



(3) 今後のスケジュール

H30年8月～9月下旬

災害申請及び災害査定準備

9月下旬～10月上旬

災害査定

10月上旬～H31年2月

災害事業内示・交付決定・繰越手続等

H31年2月上旬～

本復旧工事（南因、山郷、山形）